



通牒

△道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざること
は凡て本欄に於て紹介す
△道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て 回答するを以て會員諸氏は隨意なく質問あらん事を望む

◎土地收用法第二十一條ニ依ル調書作製ニ關スル件

(昭和五年五月二十二日發甲第二二號)
各地方長官宛土木局長通牒

土地收用法第二十一條第二項ニ依り市町村長ノ立會ヲ以テ土地物件ニ關スル調書ヲ作製セントスルニ方リ同項後段規定ノ關係ナキニ拘ラス市町村長カ立會ニ應セサル場合ニハ市制第六十三條第二項又ハ町村制第四百十三條第二項ニ

依り處理スヘキモノト省議決定相成候條爲念及通牒候也

質疑應答

問 肥料會社が自家用の發電所を設置せんとする場合其の事業は土地收用法第二條の電氣裝置に該當するや否や

(島根縣廳内一愛讀者)

答 該當すれども事業認定は受けられず

(理由) 土地收用法に依り事業認定を受け得べき事業は同法第二條各號該當のものなるは勿論、其の事業が公共の利益と爲るべき性質のもの(第一條)たるに限定せらるる。即ち土地收用事業認定を受くべき事業は二方面に於て制限を受けて居る。一は其の事業の種類であつて、他は其の事業の性質である。事業の種類は第二條各號該當のものたると同時に、其の性質が公共の利益と爲るべきものに限られて居る。従つて此の二要件が具備せられて居らない限り事業認定は受け得られない。たとへ第二條各號列舉の事業で

あつても第一條の要件を具へなければ事業認定は受けられないと同時に、公共の利益と爲るべき事業であつても第二條各號列記の事業でなければ事業認定は受け得られない。

本間肥料會社が自家用發電所を設置する場合は電氣裝置として事業の種類は第二條第四號に該當するけれども、第一條の要件を具備するや否、即ち其の事業の公共性の有無を檢討すれば勿論否定せざるを得ない。(西澤哲四郎)

問 土地收用法第二條の事業中電氣裝置とは電氣事業法に依るもののみに限る儀と解し可然哉

(島根縣廳内一愛讀者)

答 然らず

(理由) 前問の説明で略々盡きて居ると思はれるが今少し敷衍説明する。電氣裝置なれば必ず事業認定は受け得られるものでないことは前述の通りだが、電氣事業法に依るもの、並電氣事業法準用の認可(電氣事業法第十七條)を受けたるもの總てが土地收用法に依り其の事業に要する土地を使用又は收用し得るものでない。是等は唯だ電氣事業法

に基き必要なる土地を使用し得るに過ぎない。(電氣事業法第十條) 此の點に付いては大正八年二月二十八日發第四〇號地方長官宛、内務省土木局長通牒、電氣事業法の準用を受けたる事業に對し土木收用法適用に關する件を参照せられたい。要するに電氣事業法と土地收用法とは全然別個に考へられねばならぬのであつて、土地收用法に依り其の事業に必要な土地を收用又は使用せんとするに當りては、其の事業は(一)公共の利益となるべき性質を有すること、(二)第二條各號列舉の事業たることを要するのである。(西澤哲四郎)

問 土地收用の際所有權者が故意に收用を妨害するの目的を以て次々所有權を移轉し之が爲細目公告不能になるや否や(細目公告の効力が新所有權者に及ぶや、公告直後の所有權移轉に依り公告の効力に影響あるや等)

(徳島縣工區内一會員)

答 細目の公告不能となることなし

(理由) 細目の公告は言ふ迄もなく起業者の申請に依り

地方長官が之を爲すものである（第十九條）が起業者が土地の細目公告を申請するに當りては唯地番及地目を記するに止り、其の所有權者の何人であるかは明示するの要はない。又地方長官も地番及地目のみを公告すれば足る。何者法律の命じて居るのは土地細目の公告であつて、所有權者の何人なるかは明かにする要はないからである。依つて本

問の如き場合は考ふることを得ない。唯細目公告の直後又は其の後連續的に所有權者が變更したる場合の如きは、第二十二條に依る協議は新舊何れの所有權者と爲すべきや、又第二十一條に依る調書作製には新舊何れの所有權者の立會を以て爲すべきやに關して疑問の生ずる餘地はあるが、協議又は立會を求むる旨の書面（後日の紛亂を防ぐ爲内容證明書留郵便を以てするのが通常だが）發送時の所有權者に對して爲せば足ると解する。其の後に於て所有權者に變更あるも第四條の規定に依り其の協議又は立會を求むる旨の請求の効力は新所有權者に付いても生ずることになる。而して協議又は立會を求むる旨の書面を發送したるに、受

信人（所有權者）不明等の理由に依り其の書面が返送せられたる際には、協議に付ては第二十二條第二項の規定があり、調書作製に付ては第二十一條第二項の規定があつて少しも支障なく收用の手續を進行し得る。要するに土地收用法に依る諸手續、殊に細目公告は物權的效力を有して居るものと解すればよい。

以上は土地を收用せんとする場合に付て説明したのであるが、其の他土地を使用せんとする場合（第一條）及第七條、第七條ノ二、第八條等土地收用法を準用して居る場合に就いても同様である。（西澤哲四郎）

問 道路工事用物件購入又は勞力供給契約を爲したる場合
之が假拂に關し道路工事執行令第二十條の制限を受くるものなりや（北海道Y F生）

答 道路工事執行令第二十四條に於て假拂金を總て十分八以内の内渡と爲したるは、工事竣功検査の結果工事に瑕疵あることを發見したるとき之が修補（民法第六百三十四條）を爲さしむる場合に於ける必要等（物件購入の場合に於て

は納入物件の瑕疵に付擔保の責に任せしむる上に於ける必要等)を考慮せる外、同令第二十條に依る違約金の徴收を要することある場合をも考慮せるものと解するを相當とすべく、從て假拂を爲さむとする場合に於て既に違約金を徴すべきことの明なるときと雖殘額支拂の際に於ける違約金等控除額其の他諸般の關係を考量し差支なきに於ては十分八を超えざる限り適宜假拂額を決定することを得べきである。(藤村藤治)

問 道路工事執行令第六條の代理と同第十六條の委託との

關係に付詳細御説明ありたし。(北海道Y F 生)

答 道路工事執行令第六條は同條列擧の者に對し、入札人若は請負人たるは勿論之等の者の代理人たることをも禁止したものであるが、其の所謂代理は民法に云ふ代理に外ならないのであつて、而して代理は意思表示のみに關するものであるが故に(事實行爲に付ては代理は成立することを得ない民法第九十九條)第六條に於て「代理人ト爲ルコトヲ得ス」とは本人の爲に入札を爲し又は請負契約を爲す等本

人の爲に法律行爲又は法律行爲上の意思表示を爲すことに對する禁止であつて、事實上の行爲等に付ては關する所ではないのである、之に異り同法第十六條は事實行爲たる工事の執行を管理者の承諾を得ずして他人に委ねてはならないことを規定せるものであつて、(委託する行爲其のものの法律行爲たるは勿論である)即ち自ら工事執行を擔當すべきことを定めたものである。從て下請を爲さしむるが如きは當然禁ぜられた事項と謂ふべきである。(藤村藤治)

◎弘安四年の昔と今日

大昔、弘安四年の七月一日、元軍十二萬餘を向ふにして、吾々の祖先が防戦した日だ、颯風のお蔭で元軍は敗北し我國威を海外に輝かした日だ。

昭和の今日は、ドー、世界平和のお蔭で戦争の心配も要らないやうに爲つたが、元軍の代りに不景氣軍が殺到して來て、街頭に職を求むるもの元軍の十二萬を超過すること十三萬、夫れが吾が同胞であるから始末に困る、是れは世界一般不景氣の勢だ、イヤ金解禁の祟りだと、罪の擦り合ひをやつたところで、生きんが爲に血眼になつてゐる吾々の頭には少しの響もない、人があつての國家生活だ、國家が破産しても人を生かす方が仁政だ、ここまで言はさずとも失業問題を片附けるのに力戦する士が無いのだから。

噫、弘安の昔生活が懐かしい。(た)